

介護職員等による喀痰吸引等  
(たんの吸引等)

# 登録研修機関の手引き



令和7年3月



提出先・お問い合わせ先

- 【 1・2号 】 大分県福祉保健部高齢者福祉課 介護保険推進班  
☎ 097-506-2696
- 【 3号 】 大分県福祉保健部障害福祉課 自立・療育支援班  
☎ 097-506-2749

大分県HP:  キーワードを入れる

# 目次



|                |       |    |
|----------------|-------|----|
| 1. 研修機関の登録について | ..... | 1  |
| 2. 研修課程について    | ..... | 1  |
| 3. 研修の実施基準に    | ..... | 3  |
| 4. 研修実施体制について  | ..... | 6  |
| 5. 業務規程        | ..... | 7  |
| 6. 申請等手続きについて  | ..... | 8  |
| 7. 罰則規定        | ..... | 10 |

# 登録研修機関の手引き

## 1. 研修機関の登録について

介護職員等に対してたん吸引等の研修を実施する登録研修機関となるためには、当該研修を行う事業所が所在する都道府県（基本研修の実施場所）において登録を受ける必要があります。

### 《登録基準》

登録研修機関の登録を受けるには、以下の登録基準を全て満たす必要があります。

#### (1) 研修内容に関して

たん吸引等に関する法律制度及び実務に関する科目について研修を実施すること

#### (2) 講師に関して

実務に関する科目は、医師、保健師、助産師又は看護師が講師となること

#### (3) 研修の実施内容に関して

- ①受講者の数を勘案して十分な数の講師が確保されていること
- ②研修に必要な備品等を有すること
- ③研修業務を適正に実施するために必要な経理的基礎を有すること
- ④講師の氏名及び担当する科目を記載した書類を備えること
- ⑤研修修了者の名簿を作成し、業務廃止まで保管すること
- ⑥課程ごとの研修修了者一覧表を定期的に県に提出すること

## 2. 研修課程について

### 《研修課程》

研修は、対象者および習得する特定行為により下記の3つの課程に分けられます。  
登録研修機関は、県に登録した課程のみ実施することができます。

| 研修課程  | 対象者     | 修得できる行為  |
|-------|---------|--|
| 第1号研修 | 不特定多数の者 | たん吸引：口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部<br>経管栄養：胃ろう又は腸ろう、経鼻経管栄養 |
| 第2号研修 |         | 上記のうち任意の行為（1～4行為）                              |
| 第3号研修 | 特定の者（※） | 上記のうち特定の者が必要とする行為                              |

（※）特定の者（第3号）研修とは、利用者とのコミュニケーションなど、利用者と介護職員との個別の関係性が重視されるケースに対応するものであり、具体的には筋萎縮性側索硬化症（ALS）又

はこれに類似する神経・筋疾患、筋ジストロフィー、高位頸髄損傷、遷延性意識障害、重症心身障害、人工呼吸器装着者等の療養患者や障害者を対象にする場合が該当します。

居宅介護や障害者支援施設、特別支援学校等で特定の者に対してたんの吸引等を実施する介護職員等が主な受講対象者です。

### 《研修内容》

| 研修課程  | 基本研修 |   | 実地研修   |
|-------|------|---|--|
|       | (講義) | (演習)  |  |
| 第1号研修 | 50時間 | ○たん吸引及び<br>経管栄養の全ての行為<br>各5回以上<br><br>○救急蘇生法<br>1回以上                | たん吸引：<br>・口腔内 10回以上<br>・鼻腔内 20回以上<br>・気管カニューレ内部 20回以上<br>経管栄養：<br>・胃ろう又は腸ろう 20回以上<br>・経鼻経管栄養 20回以上 |
| 第2号研修 |      |   | 上記のうち任意の行為   |
| 第3号研修 | 8時間  | ○シミュレーター演習<br>1時間<br>○現場演習(※)<br>一連の流れが問題なく<br>できるようになるまで<br>繰り返し実施 | 特定の者が必要とする行為について、指導看護師等による評価により、問題ないと判断されるまで実施<br>(連続2回全項目が「手順通り実施できる」となること)                       |

(※) 現場演習は、実際に利用者のいる現場に簡易シミュレーター等を置いて、利用者が使用している機器を利用して行うことが想定されています。

### 《研修カリキュラム》

| 研修課程    | 科目                    | 実務科目 | 時間数 |
|---------|-----------------------|------|-----|
| 第1号・第2号 | 人間と社会                 |      | 1.5 |
|         | 保健医療制度とチーム医療          |      | 2   |
|         | 安全な療養生活               | ○    | 4   |
|         | 清潔保持と感染予防             | ○    | 2.5 |
|         | 健康状態の把握               | ○    | 3   |
|         | 高齢者及び障害児・者の喀痰吸引概論     | ○    | 11  |
|         | 高齢者及び障害児・者の喀痰吸引実施手順解説 | ○    | 8   |
|         | 高齢者及び障害児・者の経管栄養概論     | ○    | 10  |
|         | 高齢者及び障害児・者の経管栄養実施手順解説 | ○    | 8   |
|         | 合計                    |      | 50  |

|     |                                  |   |   |
|-----|----------------------------------|---|---|
| 第3号 | 重度障害児・者の地域生活等に関する講義              |   | 2 |
|     | 喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義 | ○ | 6 |
|     | 緊急時の対応及び危険防止に関する講義               | ○ |   |
|     | 喀痰吸引等に関する演習                      |   | 1 |
|     | 合計                               |   | 9 |

※滴下の演習・実地研修は必須です。半固形だけでの研修修了は認められません。

### 3. 研修の実施基準

登録研修機関は、公正に、かつ1の登録基準及び以下の実施基準に適合する方法によりたん吸引等研修を行わなければなりません。

#### 《研修課程の下限》

研修課程に応じて規定の時間数や回数以上である必要があります。登録研修機関において規定の内容以上の基準を設けて研修を実施する場合には、「業務規定」に位置づけるとともに、受講者への周知等適切に業務を実施してください。

#### 《研修段階ごとの修得審査》

##### (1) 第1・2号研修

| 研修   | 段階    | 審査方法   |
|------|-------|--|
| 基本研修 | ①講義修了 | 筆記試験の実施により、知識の定着を確認<br><br>評価の実施により、技能の修得状況を確認 |
|      | ②演習修了 |  |
| 実地研修 | ③修了   |  |

##### (2) 第3号研修

| 研修   | 段階          | 審査方法                            |
|------|-------------|---------------------------------|
| 基本研修 | ①講義及び現場演習修了 | (基本研修講義)<br>筆記試験の実施により、知識の定着を確認 |
|      |             | (基本研修現場演習及び実地研修)                |
| 実地研修 | ②修了         | 評価の実施により、技能の修得状況を確認             |

※たん吸引等研修の具体的な実施方法、修得程度の審査方法等については国が示す「喀痰吸引等研修実施要綱」（社援発 0330 第 43 号平成 24 年 3 月 30 日）に基づいて実施すること。

#### 《研修修了証明書の発行》

研修修了者に対し、実地研修を修了した行為内容が明記された修了証明書を登録研修機関の長の名前で発行してください。

### 《研修の一部履修免除》

たん吸引等研修以外でたん吸引等に関する研修等を受講した者については、その受講履歴その他知識及び経験を勘案した結果、相当の水準に達していると認められる場合には、当該たん吸引等研修の一部を履修したものとして取り扱うようにしてください。

但し、受講者の水準を確保するため、各研修機関において免除を部分的に実施しないこととし、又は補講の受講を必須とするなどの条件を追加することは可能です。

| 受講履歴    |  | 履修免除の範囲   |
|---------|--|---|
| 第1・2号研修 | 法第40条第2項第1号から第3号まで若しくは第5号の規定に基づく養成施設若しくは学校又は同項第4号の規定に基づく高等学校若しくは中等教育学校において医療的ケア（ <u>実地研修を除く</u> ）の科目を履修した者<br>※実務者研修が該当          | 基本研修<br>※免除の範囲は基本研修の講義と演習とするが、演習の再履修が必要とされる者については指導看護師と協議して決定すること |
|         | 法第40条第2項第1号から第3号まで若しくは第5号の規定に基づく養成施設若しくは学校又は同項第4号の規定に基づく高等学校若しくは中等教育学校において医療的ケア（ <u>実地研修を含む</u> ）の科目を履修した者<br>※実務者研修が該当          | 基本研修及び実地研修  |
|         | 「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて」（平成22年4月1日医政発第0401第17号 厚生労働省医政局長通知）に基づくたんの吸引等を適切に行うために必要な知識及び技術に関する研修を修了した者                         | 基本研修の演習のうち「口腔内の喀痰吸引」及び実地研修のうち「口腔内の喀痰吸引」                           |
|         | 平成22年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための試行事業（不特定多数の者対象）」の研修（平成22年度老人保健健康増進等事業「介護職員によるたんの吸引等の試行事業の研修のあり方に関する調査研究事業」）を修了した者 | 基本研修（講義、演習）及び実地研修（左記研修において実地研修を修了した行為に限る）                         |
|         | 「平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業」の実施について」（平成23年10月6日老発第1006号第1号 厚生労働省老健局長通知）に基づく研修を修了した者   | 基本研修（講義）（筆記試験に合格した者に限る）、基本研修（演習）及び実地研修（左記研修において修了した行為に限る）         |

| 受講履歴  |  | 履修免除の範囲   |
|-------|--|---|
| 第3号研修 | 平成22年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための試行事業（特定の者対象）」の研修修了者                           | 基本研修  |
|       | 「平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業（特定の者対象）の実施について」（平成23年11月11日障発1111第2号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知） | 基本研修  |
|       | 「ALS（筋萎縮性側索硬化症）患者の在宅療養の支援について」（平成15年7月17日医政発第0717001号 厚生労働省医政局長通知）に基づくたんの吸引の実施者              | 基本研修の「喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義」及び「緊急時の対応及び危険防止に関する講義」のうちの喀痰吸引に関する部分並びに「喀痰吸引等に関する演習」のうちの通知に基づき実施している行為に関する部分 |
|       | 「在宅におけるALS以外の療養患者・障害者に対するたんの吸引の取扱いについて」（平成17年3月24日医政発第0324006号 厚生労働省医政局長通知）に基づくたんの吸引の実施者     | 基本研修の「喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義」及び「緊急時の対応及び危険防止に関する講義」のうちの喀痰吸引に関する部分並びに「喀痰吸引等に関する演習」のうちの通知に基づき実施している行為に関する部分 |
|       | 「盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取扱いについて」（平成16年10月20日医政発第1020008号 厚生労働省医政局長通知）に基づくたんの吸引等の実施者              | 基本研修（気管カニューレ内部の喀痰吸引に関する部分を除く）   |
|       | 重度訪問介護従業者養成研修統合過程（平成18年厚生労働省告示第538号別表第三）の受講者   | 基本研修  |
|       | 第3号研修修了者が新たな特定の者を対象とする、若しくは新たな行為を実施する場合  | 基本研修<br>※現場演習を行った上で対象者に対し、直接行為を行う実地研修に移ることが望ましい   |

### 《実地研修の実施先》

実地研修は登録喀痰吸引等事業者となる事業所、施設等で行うことが望ましいです。医療機関において実地研修を実施する場合でも、対象者の状態が比較的安定している介護療養病床や重症心身障害児施設等において行うことが適当とされています。

なお、大分県では、対象者の退院後の在宅療養へのスムーズな移行や実地研修先の確保の困難さが受講の妨げになること等を勘案し、対象者の状態が安定しており医療機関との連携が確保される場合に限り、医療療養病床での実地研修も可能とします。



## 4. 研修実施体制について

### 《実施体制の整備》

登録研修機関は、たん吸引等研修の実施及び習得程度の審査を公正かつ適正に行うための体制として「喀痰吸引等研修実施委員会」（研修委員会）を整備することが求められます。研修委員会は、研修担当責任者、医師及び看護職員（保健師、助産師、看護師）の有資格者それぞれ1名以上、研修講師複数名、その他関係者により構成してください。

※第3号研修の登録研修機関は小規模な事業所も想定されることから、実情に応じた形態で差し支えありません。

### 《研修委員会の事務》

#### (1) 研修実施計画の策定

研修実施日程、1回あたりの研修実施期間、研修実施場所、研修委託の有無、研修受講定員、研修講師数、研修教材等設備調達方法、資金運用方法、習得程度審査方法、その他当該たん吸引等研修に関し必要な事項等

#### (2) 研修教材の選定

#### (3) 研修講師の選定

#### (4) 筆記試験に関する事務

事務規程等の整備、筆記試験問題の作成、筆記試験の実施、審査判定等の実施事務

#### (5) 実地研修に関する事務

事務規程の整備、実地研修実施機関の選定

※第1・2号研修で実地研修を委託する場合は、「実地研修実施機関承諾書」が必要です。

### 《研修実施上の留意事項》

研修委員会は、下記の留意事項についても適宜具体的な取り決めを行うとともに、研修を委託により行う場合においても同様の取扱としてください。

- (1) 基本研修の講義は集合的な実施で差し支えないが、演習については少人数のグループ編成により実施すること
- (2) 受講者の多くが現従事者であること等の状況を踏まえ、研修実施日程、開催機関、受講定員等の設定にあたっては、適宜受講しやすい環境設定に配慮すること
- (3) 実地研修の実施における安全確保措置として、損害賠償保険制度（実地研修を保険対象に含む）への加入などの適切な対応を図ること



## 5. 業務規程

---

「業務規程」とは、たん吸引等研修の実施要領のようなものです。登録研修機関は、研修の業務開始前に業務規程を定め、県に届出をしてください。また、業務規程については当該登録研修機関内へ掲示するほか、受講希望者への提示など、必要に応じて適宜提示及び説明を行うよう努めることとされています。

### 《業務規程の記載内容》

#### (1) 必須項目

- ①受付方法、実施場所、実施時期、実施体制その他実施方法に関する事項
- ②安全管理のための体制に関する事項
- ③料金に関する事項
- ④秘密の保持に関する事項
- ⑤帳簿及び書類の保存に関する事項
- ⑥その他たん吸引等研修の業務に関し必要な事項  
開講目的、研修事業の名称、実施する研修課程、研修講師氏名一覧、  
実地研修実施先一覧（施設等であって事前登録が可能な場合のみ）、  
研修修了の認定方法、受講資格

#### (2) 参考項目

使用する研修テキスト、遅刻・相対・欠席の取扱、補講の方法及び取扱、  
受講中の事故等についての対応、賠償保険契約の加入の有無、受講の取消、  
解約条件及び返金の有無、研修責任者氏名・所属・役職、  
研修受講に関する苦情窓口・連絡先 等

※登録研修機関におけるたん吸引等研修は、実施事業者に所属する職員以外にも受講希望者を受け入れるものであることから、実施案内や受講資格、研修費用、評価方法等に関する定めについては、その公平性に留意してください。

## 6. 申請等手続きについて

### (1) 新規申請の場合

#### 【必要書類】

登録申請書（第12号様式）

#### 〈添付書類〉

##### ①設置者に関する書類

- ・法人の場合：法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- ・個人の場合：住民票の写し

##### ②社会福祉士法及び介護福祉士法附則第7条の規定に該当しない旨の誓約書

##### ③登録適合書類の確認に必要な書類

- ・業務規程及び下表の書類

##### ④実地研修の一部を委託する場合には、委託先に関する資料

- ・実施機関承諾書、実施機関施設一覧

##### ⑤研修修了証明書のひな形

|         | 適合要件   | 添付書類                                |
|---------|--|-------------------------------------|
| 研修内容    | 喀痰吸引等に関する法律制度及び実務に関する科目について講習を行うこと               | カリキュラム表<br>※業務規程に研修内容を記載            |
| 講師の要件   | 喀痰吸引等に関する実務に関する科目の講師は、医師、看護師、保健師、助産師の資格を保有していること | 講師履歴書、指導者講習等修了証又は資格免許証の写し           |
| 研修の実施内容 | ① 受講者の数を勘案した十分な数の講師が確保されていること                    | 講師一覧表(氏名・資格・担当科目)<br>※業務規程に必要講師数を記載 |
|         | ② 研修に必要な機械器具、図書その他の設備を有すること                      | 備品及び図書目録一覧表                         |
|         | ③ 研修業務を適正に実施するために必要な経理的基礎を有すること                  | 研修事業収支見込書、予算書類、財務計画など               |
|         | ④ 講師の氏名及び担当する科目を記載した書類を備えること                     | 講師履歴書及び講師一覧                         |
|         | ⑤ 研修修了者の名簿を作成し、業務廃止まで保管すること                      | 研修修了者管理簿                            |
|         | ⑥ 課程ごとの研修修了者一覧表を定期的に都道府県に提出すること                  | 研修実施結果報告書                           |

## (2) 更新申請の場合

登録研修機関は、登録から5年ごとに（5年を経過する1か月前までに）更新申請を行う必要があります。更新が行われない場合、5年間の経過により登録は失効します。また、研修課程を追加する場合も更新の手続きとなります。

### 【必要書類】

登録更新申請書（第14号様式）

#### 〈添付書類〉

- ①講師の一覧
- ②講師の氏名及び履歴
- ③研修に必要な施設、備品一覧、図書目録
- ④業務規程
- ⑤実地研修の一部を委託する場合には、当該研修機関に関する資料

## (3) 登録の変更の場合

登録申請した内容に変更が生じた場合は、あらかじめ県に届出をしてください。

### ①設置者に係る事項

代表者の氏名、住所、事業所の名称、所在地、法人の寄附行為又は定款

### ②登録研修機関の登録に係る事項

講師、講習カリキュラム、講習で使用する施設、実地研修実施施設・設備、実地研修実施施設責任者、業務規程

### 【必要書類】

変更登録届出書（第15号様式）

#### 〈添付書類〉

- ・変更内容が分かる書類
- ・業務規程の内容を変更する場合は改定後の業務規程

## (4) 業務の休廃止の場合

たん吸引等研修の全部又は一部を休止又は廃止しようとするときは、その1か月前までに県に届出をしてください。休止後の再開届は不要です。

※休止期間を延長する場合は、再度休止届の提出が必要です。

※廃止の際には、帳簿等の管理を県に引き継いでください。

### 【必要書類】

休廃止届出書（第16号様式）

#### 〈添付書類〉

- ・研修修了者一覧表

## 7. 「社会福祉士及び介護福祉士法」において定められる罰則規定

| 規定条文    | 規定違反の内容                |  | 罰則対象者                    | 罰則内容               |
|---------|------------------------|--|--------------------------|--------------------|
| 法附則第28条 | 法附則第12条第3項             | 認定証交付事務の委託を受けた登録研修機関が、交付事務について知り得た秘密を漏らしたとき                                | 登録研修機関<br>(法人の場合は役員又は職員) | 1年以下の懲役又は30万円以下の罰金 |
| 法附則第30条 | 法附則第23条                | 登録研修機関が業務停止命令を受けたにもかかわらず、業務を行ったとき  |                          |                    |
| 法附則第33条 | 法附則第20条                | 登録研修機関が業務の休廃止の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき   |                          | 20万円以下の罰金          |
|         | 法附則第25条において準用する第17条    | 喀痰吸引等研修の業務に関する事項を記載した帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき          |                          |                    |
|         | 法附則第25条において準用する第19条    | 知事が必要に応じて行う喀痰吸引等研修の業務に関する報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき                                |                          |                    |
|         | 法附則第25条において準用する第20条第1項 | 知事が必要に応じて行う登録喀痰の事務所への立ち入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき |                          |                    |